

米国におけるChildren's Rights Movements の動向

一大統領諮問委員会報告書とYSB (Youth Service Bureau)構想の場合一

世取山 洋 介

目 次

1. 研究の目的
 2. 大統領諮問委員会報告書の基調
 3. 報告書における少年裁判所改革論
 4. YSB 構想の原理と問題点
 5. YSB の展開
 6. YSB の評価とまとめ
- 註
- 図

1. 研究の目的

(1) 子どもの権利を実りあるものとするためには、子供の権利を保障する適切な主体と、適切な権利保障のあり方とを不斷に検討していくことが不可欠である。

1960年代から1970年代の前半にかけて米国において Childrens Rights Movements (以下CRM) がおこった。CRM の内容と意義とをどのように理解するかについて日本においてかならずしも定説を見るに至ってない。それに伴い、現在の日本における子どもの法的保護のあり方につき、一体何をCRM から学べきかという問題も未決着のまま残されている。

CRM 研究¹⁾の主たる対象となっているのは少年司法領域における連邦最高裁の判例の動向と、60年代から生じてきた少年司法政策の改革の動向である。前者については、少年司法領域以外の領域における子どもの保護に関する判例の動向も含めて、子どもの保護制度を充実するのではなく、むしろ公的機関の子どもへの関与を縮小して子どもを「解放」することがCRM の内容であるというのが主たる理解である。

森田明氏²⁾は少年司法領域における判例理論の変化を素材として次のような結論を導く。「かつてその意義を正面から疑われることのなかった親ないしバランス・パトリエによるparental attention は、一転して『自由に対する過度の侵害にならないのか』という角度からチェックを受けなければなら」³⁾なくなつた。このような動向

は「パターナルな判定権の所在をめぐる管轄権論争」³⁾ではなくまた、子どもの保護を受ける権利に関するものとして合理的に整理されるものでもない。親への「権威」への「服従」によって将来子どもが自由行使することができるという「ロックの定式」⁴⁾が崩壊しているものといえる。すなわち、「『親の権威の伝統』が『個人的自由の伝統』の前提であるとは直ちに言えない状態、つまり二つの伝統の衝突と後者による一元化の傾向が全面に出てきていることは否定し難い。」³⁾というのが、森田氏の見解である。「ロックの定式」の崩壊という認識は、「定式」のなかの『親の権威の伝統』の現実世界での崩壊(「底辺での家族の分解と内部関係の平準化」⁵⁾)という認識を前提としている。この前提についての検討を加えることはしない。

問題とされるべきは、先ず、判例を支える様々なレベルでの議論の動向全体のなかで、判例の動向を分析すべきではないかという、方法論上の問題である。司法過程が政治過程と密接な関係を有する米国においては特に政治過程との関係を対象化すべきである。次に、国家－子ども－家族という認識枠組が大きすぎ、これでは、公的機関も含めた国家機構内部での変化が見落とされてしまい、国家の子どもへの関与のあり方の変化という課題が抜け落ちてしまうということが問題として指摘される。

後者については真っ向から見解が対立する。子どもの保護のための制度に対する不信感を根拠とする子どもの解放論であるとの理解がある一方、他方に子どもの適切な保護のあり方についての新しい形態への移行であるとの理解が存在する。

徳岡秀雄氏⁵⁾は、少年司法改革の動向を社会復帰思想の衰退、犯罪少年と成人犯罪者との処遇上の区別の撤廃の2点に要約し、このような動向の社会的要因として矯正可能性についての悲観論、子どもと大人とを区別することはできないという子ども観の変質があることを指摘する。氏は、当時の制度改革の動向の特徴を、社会復帰が大人より可能な子どもに対する特別の保護を目的とした少年司法制度の放棄、として理解している。

非行少年を治療の対象とみなし「矯正」することが可

能であるとの少年非行觀に立つ既存の少年司法制度に対する不信感が、既存の少年司法の機能する領域を縮小すべきとする連邦政府の改革論の動向の基盤となっているとする氏の把握は正しい。しかし、このような現行の少年司法制度に対する不信⁶⁾が、社会復帰を目的とした非行少年の保護制度全般への不信に連なっているのか、そして、社会復帰思想自体の衰退に連なっているのかを慎重に、検討する必要がある。

徳岡氏とは逆に齊藤豊氏⁷⁾は米国における少年犯罪者の対するアプローチの歴史的な発展を、懲罰的アプローチ、心理学的アプローチ、社会学的アプローチに区分し、60年代以降の動向を社会学的アプローチと規定する。施設内処遇を克服し、社会的処遇へと改革される過程と理解し、刑事政策の観点から「保護主義・福祉主義の実質化」⁸⁾であるという積極的評価を加えているのである。

(2) 齊藤氏の論は自らが明らかにされているように田宮裕氏⁹⁾の見解を引き継ぎつつそれを刑事政策的観点から評価しようとしたものである。

田宮氏は米国における少年司法改革の動向を「広義のパレンスパトリエ」「狭義のパレンスパトリエ」に分け、60年代以後の改革の動向は前者への批判ではなく、後者への批判であったと分析する。すなわち、「少年にたいして保護の理念に即した特別な処遇をはどこすという意味での保護主義」¹⁰⁾と定義される「広義のパレンスパトリエ」思想自体が問題とされたのではなく、「放任少年、要扶助少年、家出や怠学その他の素行不良の少年など、本来家庭や地域社会などが福祉問題として処理すべきものを国家の公的機関たる裁判所が司法問題として手広く取り上げること」¹¹⁾と定義される「狭義のパレンスパトリエ」が、裁判所が余分なところまで手を延ばしすぎているとして、批判されたのである。このような批判は二つの主張を導く。第1に、少年司法裁判所の管轄権を縮小し、司法機関として純化された以上手続的保障を充実すること、第2に、管轄から外された少年の福祉の徹底である。

齊藤氏はこの見解を受けて、管轄からはずれた子どもの処遇の変化と、管轄のなかに残った子どもの処遇の変化とを検討し、刑事政策的観点から評価をえたものである。

本稿は田宮裕氏の見解を基本的に引き継ぎつつ、1960年代後半の連邦政府における少年司法改革の動向に焦点を当て、CRMの意義がこの限られた時期の限られたレベルにおいては子どもの解放論ではなく、国家的機構・公的機構内部での新たな適切な保護主体の発見と、新たな適切な保護原理の開発にあったことを論証し、それが

子どもの「権利」の充実という観点から評価しうることを明らかにしようとするものである。

2. 大統領諮問委員会報告書「自由社会における犯罪の挑戦」の基調

(1) 1965年7月23日ジョンソン大統領の諮問委員会として「犯罪対策委員会」が設置された。カッツィンバック法務総裁を委員長とする18名の委員、ウォーレンバーグ・ハーバード大学教授を事務局長とする60名の事務局員、175名の顧問から同委員会は構成されていた。同委員会が設置された背景には、1962年にケネディー大統領が暗殺され、1964年から黒人暴動が起っていたことが指摘できる。大統領選挙の争点の一つとして“増大する犯罪の脅威”をどう解決するかが争点の一つとなっていたのである。「自由社会における犯罪の挑戦」(The Challenge of Crime in a Free Society)¹²⁾と題する諮問委員会報告書は委員会が設置された2年後の1967年2月に大統領に提出された。

報告書は4つの部分、すなわち、序説(第1章)、犯罪および非行の現実(第2, 3, 7, 8, 9章)、犯罪の対策(第3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10章)、総括(第11, 12, 13章)から成り立っている¹³⁾。

報告書は当時米国で利用できる犯罪統計を駆使し、先ず、現状把握から始め、問題の所在を明らかにしたうえで犯罪・非行に対する処方箋を書くというスタイルを探っているが、当時米国において全国的に把握可能な統計が整備されていなかったということがあり、ながらずしも、このスタイルで報告書をまとめることに成功していない。むしろ、「自由放任主義の暴走に歯止めをかけ、公正な競争関係を維持する一方、個々人の自由の物質的条件に配慮」を払うことによってその政策の基調のある保守派リベラリズムの観点からする犯罪対策のための政治的な文書¹⁴⁾との色彩が強い。

報告書の言葉を借りれば「個人はその行動につき責任があると社会は主張し、刑事手続きは、その推定のうえに運営される。しかしながら、社会は、その全ての構成員が責任を追う能力をもつことを確実にする方法を工夫はしなかった。」¹⁵⁾

「構成員が責任を追う能力を確実にする方法」の開発こそが從来の犯罪対策の欠陥を是正するという新しい観点に立ち、「犯罪を犯すもの、被害者となるもの、さらに犯罪を減少させるためにはどうしたら良いのか」¹⁶⁾に関する処方箋を書いたのが本報告書なのである。

このような保守派リベラリズムの政策は、第1に、既

米国におけるChildren's Rights Movements の動向

存の刑事司法制度に対する不信感に基づく刑事司法制度の大胆な改革、第2に個人をして犯罪を行なわしめる原因となっているが、しかし、個人的な努力によっては解決不能な問題—貧困問題、都市問題などの社会問題—を福祉国家的政策によって解決せんとの展望、以上二点を基本的な特徴としている。

報告書の全体的なトーンが「司法手続きの働く領域を縮小し……可及的に行政的処理の範囲を広げようと」¹⁸⁾する傾向にあるのは、まさに、保守派リベラリズムのこの考え方を反映しているのである。

(2) このように、福祉政策に重点を置いた犯罪・非行対策に関する处方箋のなかで少年非行問題の占める位置は大きく、保守派リベラリズムの考え方方が色濃くでている。

青少年の非行問題は「明らかに国全体の犯罪問題の重要な、かつ、不釣り合いに大きな部分について責任がある。」¹⁹⁾が、「青少年こそ、予防の努力が最も必要であり、最も見込みがあることは明白である。」²⁰⁾では予防をどのように行うのか。「青少年は、未だ彼らなりに固まっておらず発展途上にあり、彼らの環境になっている—それが骨組みだけに過ぎないとしても—社会化させる制度、すなわち、家族、学校、仲間集団、余暇利用計画、労働市場の影響を受けている。しかし、最大の効果を得るためにには、青少年が正式の刑事司法の体系に取り込まれてしまふまえに、このような影響が及ぼされなければならない」²⁰⁾。そして少年の責任を問うための前提たる「教育的・社会的・文化的背景と個人的・経済的安定を提供する義務を」²⁰⁾社会は負うべきなのである。

福祉国家的政策の実行は社会の義務と規定されているのである。

具体的にどのような福祉国家的政策を行なうのか。報告書の内容についての詳述は避けるが、「貧困に対する戦い」を目的としたジョンソン政権の諸施策、なかでも「失業対策と青少年犯罪防止を兼ねた労働訓練を主とする総合貧困対策」²¹⁾を目的として1964年に成立した経済機会法の流れを受け継ぐものであることだけを指摘しておこう。

では、保守リベラリズムによる少年裁判所に対する大胆な改革とはいかなるものであったのだろうか。

3. 報告書における少年裁判所改革論

(1) 社会から隔離された施設のなかで、子どもに心理学的療法・精神治療を受けさせ、犯罪性・非行性を克服させて社会復帰をなさせしめようというのが米国における少年裁判所²²⁾の設立目的であった。

施設内での「治療」に基づく非行性・犯罪性の克服に向けられた制度である少年裁判所は次の2つの特徴を有してきた。

第1に少年裁判所の広範な管轄権である。少年裁判所の管轄する子どもは極めて広く要扶助少年、放任少年、愚犯少年、犯罪少年さらには、「矯正困難」な少年といった極めて広い概念で管轄権が定義されている場合が多い。広範な管轄権を有するに至った理由は、施設内で行われる「治療」の効果に対する信頼に由来するとされている。つまり、「治療」が刑罰と異なり本人にとって不利益なるものではないばかりか、逆に子どもにとって利益をもたらす。国家によって子どもに利益が与えられるのであるから、少年裁判所の管轄権を厳密に限定する必要はなく、「保護」が必要とされる子どもを広く管轄のなかに取り込むことがふさわしいと考えられてきたのである。

第2に、手続きの非形式性である。少年裁判所における審判は関係当事者の和やかな雰囲気のなかで行われるべきであり、それが少年の「治療」にとって積極的な意味をもつ。一般刑事手続のような対審構造は裁判所と少年との間の望ましい関係を阻害することになるとして退けられていたのである。

このような施設内における「治療」という目的から派生する特徴を有している一方、この目的とは結び付かない特徴を次に指摘しなければならない。非公式的プロペーションなどの自由な手続に基づく非公式的な処理が、少年司法裁判所の中で非常に発達してきたということである²³⁾。非公式的処理の特徴は少年が施設内処遇を免れて、社会から援助を受けながら社会復帰をなすことができるということである。

以上の特徴を有する少年裁判所について、報告書はどのような改革案を提示したのだろうか。

(2) 先ず、少年裁判所の管轄権を縮小するとともに、大きく3つの領域に分けて少年非行問題に取り組もうとするのが報告書の考え方である。表1は報告書の描く改革案を、対象とする子ども並びに保護の目的とその主体別に整理したものである。

從来、表1の特別対策(2)は少年裁判所の管轄に委ねられていた領域である。報告書は新しく青少年サービス局(Youth Service Bureaus、以下YSB)を設置し、要扶助少年、特別な場合を除く交通規則違反少年、特別な場合を除く愚犯少年、重大犯罪以外の犯罪少年を対象とし、「面倒を引き起こす青少年に対する個別的に仕立てられた」²⁴⁾サービスを提供することとなっている。

なぜ、少年裁判所の管轄権の縮小はされなければならないのか。

表1 報告書の少年司法改革案

	対象とする子ども	保護の目的とその主体
一般的対策	全て	「犯罪の下に横たわっている生活条件(スラム、家庭、地域社会、学校、雇用)対策」 YSBによる一般的計画の策定
特別対策(1)	・要扶助少年 ・特別な場合を除く愚犯少年 ・特別な場合を除く交通規則違反少年 ・重大犯罪以外の犯罪少年	「面倒を引き起こす青少年に対する個別的に仕立てられた」サービスの提供 YSB
特別対策(2)	・重大な犯罪少年 ・真に少年にたいして長期に渡る傷を与える危険な行為を行なった愚犯少年 ・重大な交通事故を起こした少年 ・放任事件	「他の刑事司法機関と同じ様に、地域社会に脅威を与える行為からこれを防衛する」と同時に「社会復帰をより重視」した処遇を行う 少年司法裁判所

報告書は少年裁判所の現状に対する極めて厳しい評価から説き起こす。少年の社会復帰を制度の主要な目標としている少年裁判所は、当初制度によせられていた期待に答えていない。先ず、同制度に十分な人的、物的資源が投下されていないことに原因がある。しかし仮りに人的、物的基礎が保障されていたとしても、少年裁判所は少年の社会復帰・更生という目的を実現できるものではない。非行は「判事、プロベーション・オフィサー、矯正カウンセラーおよび精神科医の活動範囲を越えた広い社会的影響による行動様式」²⁵⁾だからである。しかも、少年裁判所の手に余る問題であるにもかかわらず、広範に公的処理が行われることにより現実には有害な影響を少年にもたらしている。公式的な活動により非行少年として取り扱われることにより少年が自分をして非行少年と同定させ、非行性を少年に固定化するのみならず、他者からも非行少年とのレッテルをはられますます非行性を自らに定着化することになる。社会復帰・更生という目的はますます実現困難なものとなる。

少年の更生・社会復帰という理念とそれをなしえないばかりかそれをますます困難にしている現実との間の矛盾が鮮明になると、今まで意識されてこなかった機能、すなわち、一般の刑事司法と同様に応報・威嚇という機能を少年裁判所が有していることが明白となる。

では、少年裁判所をどうすべきか。「過去において達成できることにまで手を延ばしすぎたという認識に基づいて、少年裁判所の理念を改正することである。」²⁶⁾できないことは放棄し、できることに機能を集中させるということである。

少年裁判所は応報・威嚇という機能を果たすことができた。従って、応報・威嚇という機能を新しく少年裁判

所の指導的な理念とし、それにふさわしい形で少年裁判所の管轄を縮小すべきということになる。一方、処遇における子どもと大人の分離はそのまま維持し、社会復帰を大人の処遇よりも重視することにより「社会防衛の一方法」²⁶⁾とすると同時に、少年の更生という目的も実現すれば良いとのことである。

(3) 少年裁判所を処遇における社会復帰目的をより重視しつつも、威嚇・応報のための制度としてとらえるというのが報告書の姿勢である。このように少年司法の機能を純化させることの結論として、手続保障の強化が導かれている。報告書は、少年司法が有している二つの側面それぞれから根拠づけている。

子どもの社会復帰という機能に対応する根拠として2つ上げている。一つには、「援助し、治療し、処遇する諸努力は、いやしくも成功の可能性をもつべきものとするならば、事実の正確な認識に基づかなければならない。」²⁷⁾次に、手続的正義が実現されなければ「少年に不正義感を生じさせ………非行少年の効果的な処遇に対する今一つの障害になる場合がある。」²⁸⁾

そして、少年裁判所の理念を応報・威嚇ととらえることに対する根拠が二つ上げられている。先ず、少年司法の指導的な理念が一般刑事手続と同様に威嚇・応報であるのならば、一般の刑事手続と区別する理由はなく、一般の刑事手続に認められる手續保障を認めるべきであるということ。第2に威嚇・応報という指導的理念のもとに個人の自己決定への強制的な干渉を行っているのであるから手続的正義は実現されるべきであるということである。

(4) 少年裁判所の公式的処理にたいし手厳しい評価を加え、理念の変更、管轄の縮小、手續保障の強化を提唱す

米国におけるChildren's Rights Movements の動向

る一方、報告書は、司法前処理の積極面を引き継ぎつつ、消極面を克服して司法前処理を発展的に改革していくこうとしている。

非形式的で自由裁量の認められる司法前処理は少年司法において重要な位置を占めてきた。それは公的処理の持つ問題点を克服することが可能であり、社会復帰という目的をより実現しやすかったからである。裁決によるレッテルはりが正式の制度には付き物である。また、正式の制度は、青少年の生活に影響を及ぼす家族、学校、労働市場、余暇の機会に手を延ばすこともできない。が、司法前処理は、子もに対するラベリングを回避することができたし、子どもに対する社会的影響に手を延ばすこととも可能であった。

しかしこのような長所の反面、司法前処理には大きな欠点がある。それは「明確な政策と法律による制限の外に存在」し、法の「指導と統制の範囲を越えている。」²⁹⁾ことである。自由裁量は「代替処分の利用可能性およびその成功の可能性についての総合的な情報に基づか」ずに「でたらめに、そして偶然的に行なわれている。」²⁹⁾しかも、自由裁量に基づく「権力の濫用」²⁹⁾、サービスの強制が生じる危険は極めて高い。このような現状にたいし報告書は新しい理念を提示する。すなわち「社会復帰の可能性は、社会に基礎を置く諸資源が、できるかぎり相互同意に近い基盤のうえで使用される場合に楽観的になる」²⁰⁾と。司法前処理における「相互同意」と「社会に基礎を置く諸資源」の「総合的な情報に基づく」利用とを「権力の濫用」と「でたらめ・偶然的」な処遇の決定に対置するのである。

このような原則を「警察署調整」「非公式的プロペーション」「プロペーション」³¹⁾という既存の制度のみならず、新しく創設されるYSBにも適用すべきとする。

警察署については釈放か送致を決定する権限のみを警察に留保し、「警察署調整」を権力の濫用防止という観点から今後禁止すべきとしている。

「非公式的プロペーション」「プロペーション」については、同意決定(consent degree)を用いること、そして、同意決定をなすのに必要な事前討議(preliminary conference)を柔軟に活用すべきことを勧告する。

司法前処理をさらに発達させるために必要な原則を打ち立て、従来の司法前処理の改革と、新しくYSBを設置すべきことを勧告しているこの部分が積極的な改革案となっている。

従来少年裁判所が扱ってきた子どもを引き受けることになるYSBがこれらの改革の原則をどのように制度上実現していくことになるのだろうか。YSBについては

節を改めて検討しよう。

4. YSB構想の原理とその問題点

(1) YSB構想の合理性と制度原理

YSB構想の合理性をもう一度整理してみよう。公式的処理に伴う弊害を避けるために、少年裁判所の管轄権を縮小し、それにともない非公式的な処理を発達させ、少年裁判所の管轄からはずれる非行少年を、国家刑罰権からはなれた新しい公的機関であるYSBの保護に委ねるというのが報告書の内容である。これは少年裁判所が「達成できないこと今まで手を延ばしすぎた」²⁶⁾ことを反省し、少年の社会復帰を可能にする新しい公的機関の創設を目的としているのである。

この場合二つの新しい原理に基づいて少年の保護がなされることが提案されていた。

一つは、少年の保護の内容にかかる原理である。すなわち、「社会に基礎を置く諸資源」を「総合的な情報に基づく」³⁰⁾いて利用するということである。社会に基礎を置く処遇を原理として確立した。先に検討したように、これは司法前処理が伝統的に有していた積極的な側面、すなわち少年に影響を及ぼす社会的諸制度の利用を発展的に継承するという意義を有している。それと同時に、少年裁判所の非行少年に対する処遇の基本的な考え方の変化という意義も合せ持つ。つまり、少年裁判所をあたかも「治療診療所」³²⁾として観念し、「少年の病弊を発見してそれを治療すること」²⁶⁾が少年裁判所の目的であるとの従来の考え方—少年非行に対する「心理学的アプローチ」³³⁾—が改められ、少年を取り巻く社会的影響の統制によって初めて少年非行の解決が可能あるという考え方—「社会学的アプローチ」³³⁾—に取って代わられたということである。非行は「判事、プロペーション・オフィサー、矯正カウンセラーおよび精神科医の活動を越えた広い社会的影響による行動様式」²⁵⁾であるとの報告書の叙述は端的に考え方の変化を示すものといえる。

二つめは、社会に基礎を置く諸資源が「できるかぎり相互同意に近い基盤のうえで使用される」³¹⁾べきであるという少年の保護の内容を決定するに当たっての手続に關わる原理である。これは自由裁量に基づく「権力の濫用」を防止することを目的としている。仮りに自發的にサービスが子どもに受け入れられなければ「強制力に伴う危険と短所が単に少年裁判所からYSBに移されるにすぎない」³⁴⁾のである。と同時に自發的にサービスが受用されて始めてサービスを提供する側と受用する側との間の信頼感が生れ、社会復帰がより容易になるとの実践

的な配慮が働いているようである。

「相互同意」という原理が打ち立てられた根拠を、少年非行観の変化と関連させて理解することも可能であり、重要である。裁量権の濫用を防止する場合、なぜ、具体的な裁量基準の設定という方法で問題を解決せずに、「相互同意」という方法で問題を解決したのかということが問題とされる。この問題については本稿の最後で検討しよう。

以上二つに加えもう一つYSBを支える原理を指摘しなければならない。それは、警察署と裁判所から送致されてくる子どもたちに対するYSBの保護責任に関わるものである。

新しい制度の下で、YSBが特別対策を目的として取り扱う子どもは送致元を基準にすると二つの場合がある。第1は、特別な場合を除く愚犯少年、重大犯罪以外の犯罪を犯した少年で警察署から送致された子どもである。第2は、重大犯罪を犯した少年や、重大な愚犯少年のうち裁判所内での司法前処理に付することが妥当でないとインティクオフィサーによって判断されて裁判所から送致されてくる子どもである。

これらの少年を「現在ほとんど不適切な取り扱いを受けるか、もしくは危機時以外全く放任されている青少年群」²⁴⁾と報告書は規定する。そしてYSBはこれらの少年に対するサービスの開発と監督につき「強制された責任」²⁴⁾を負い、特別な場合を除きYSBがこれらの子どもを「全員受理すべき」²⁴⁾であるとしている。これは、「非行に出る少年を統制し方向転換させる熱心な努力を保障」²⁴⁾せんがためである。保護の内容と手続に関する原理とともに、YSBによる保護の実行確保のための原理が措定されている。

以上、YSBを支える制度原理についての報告書の内容は比較的明確であるが、制度の内容については報告書は極めて曖昧である。YSB構想の問題点はなによりもその曖昧さにある。以下、問題を分節化し、YSBの制度がいかなる内容となるのか報告書から推論し、その問題点を指摘する。

(2) YSBの対象とする子ども

既に紹介したようにYSBには3つの区分された非行対策のうち、一般的対策と、特別対策(1)とを受け持つこととなっている。これにともないYSBが対象とする子どもは大きく分けると警察署関係諸機関から送致される非行少年と、自発的意志に基づきYSBが提供する一般的な非行対策のためのサービスをもとめてYSBに相談に来る子ども・親とに区分される。関係諸機関から送

致される子どもだけを対象としていた少年裁判所のイメージとは異なり“walk in”³⁵⁾をもその対象とする。

また、報告書は対象とする子どもの年齢については何も触れていないが、関係諸機関から送致されてくる子どもは当然現行の少年裁判所が対象とする子どもの年齢と等しくなろう。また、自ら援助をもとめてYSBに訪れる子どもについても、非行対策ということから同様であろう。

(3) 警察、裁判所から送致される子どものに対するYSBの責任

先に指摘したようにYSBにたいしては警察署、裁判所から送致された子どもにたいして保護を行なうことについて「強制された責任」が課せられている。しかし「調査の後、ある少年がYSBのサービスによって効果が得られないと考えられるときには、YSBは、その決定の通知とその理由を送致もとに送るものとされるべき」²⁴⁾とされている。ここでは表現されていないが、これは子どもを逆送致することができるということである。

警察に逆送致することもできるというのが文章上の表現であるが、「警察署調整」等警察署独自の「保護」が認められていない以上そのようなことはそもそもありえない、というべきであろう。報告書に書かれている「少年司法制度(案)」の図には³⁶⁾、YSBから警察署への矢印はないことから報告書もこの点認めているのであろう。

(4) YSBの業務

YSBの業務はどのようなものであるのか。YSBの「業務は、集団および個別のカウンセリング、里親家庭(foster home)への委託、作業およびリクリエーションの計画、職業カウンセリングおよび特別な教育(治療的および職業的)を含むことになろう。その業務は、謝金の支払いによってするか、または他の地域社会機構との任意の協定によって、同局の直接監督の元に置かれるであろう。」²⁴⁾というのが報告書の表現である。この記述だけを見るとYSBはカウンセリング機関、もしくは地域社会の諸機関への子どもの紹介機関のように理解できる。

YSBは単にカウンセリングを行なう機関なのか、それとも、社会に基盤を置くサービスをも提供する機関なのか。またかりに後者の機能も合せ持つとしても、既存の子どもの保護機関への照会とそこにおけるサービスの利用がその業務の中心であるのか、それとも社会に基盤を置くサービスを独自に開発し提供することが中心であるのか。

もし、カウンセリングが中心であれば、「警察署から

米国におけるChildren's Rights Movements の動向

送致されてくる多数の少年を処理するのには非力すぎる。」
³⁷⁾

「社会に基礎を置く諸資源」の「総合的な情報に基づいた」利用が保護の内容に関する原理であったが、この「諸資源」のなかにYSBが独自に開発した資源が含まれるのだろうか。既存のサービスの“coordination”か独自のサービスの“innovation”かという問題である³⁸⁾。仮に“coordination”が中心であるとすれば報告書も意識している「多くの領域において既存のサービスが不適切であるという事実」を「曖昧にする」³⁹⁾であろう。YSBは単に子どもの「分配機関」³⁹⁾ではないとすべきである。もちろん現在「分裂状態」⁴⁰⁾にあり、個々ばらばらにサービスの提供を行なっているこれらの機関の間に協力体制を作り上げることを意味する“coordination”的意義を過小評価すべきではない。が、報告書が「現在殆ど不適切な取り扱いを受けるか、もしくは危機時以外全く放任されている青少年群に対するサービスの開発と監督」がYSBの「機能の最も大きな特徴」⁴¹⁾であると明らかにしている以上やはり、新しいサービスの“innovation”がYSBの業務の不可欠の要素である。“coordination”か“innovation”かという間にたいしては第1義的には“innovation”であり、“coordination”もそれと同時に実現されていることが望ましいということになる。

(5) 「相互同意」の確保

YSBの核心は、相互同意に基づくサービスの提供と受容にある。これを確保するために報告書はいくつかの制度上の工夫を示している。

YSBの有している唯一の強制的権限は裁判所送致権である。強制的権限をこれに限定するとともに、裁判所送致権にたいしていくつかの制限を設け、裁判所送致権を背景にしたサービスの強制を極力排除しようとしている。第1に、相互同意が成立した以後、裁判所送致権を原則として行使できないものとしている。援助計画を相互同意に基づいて決定したものの援助計画を進めていくなかでYSBが取り扱っても効果のないことが後になって判明する場合もあり得、相互同意成立後に裁判所送致すべき場合も予想される。難しい問題であるが、一旦成立した相互同意がYSBの強制的権限によって一方的に放棄されないようにすることを報告書は優先させたと理解できる。第2に、裁判所送致権行使の期間制限を設けている。「YSBが効果的に扱うことのできない青少年を60日、望むべくは30日以内の短い期間内に」⁴¹⁾裁判所に送致しなければならない。裁判所への送致が遅れれば遅れるほど裁判所での事実認定の争いが子どもにとって不

利となり、より自由を制限する処分が子どもに課せられる危険性が高くなる。子どもにとって不利となる“時間の経過”を利用して、YSBが裁判所送致と引き換えにサービスの受容を子ども・親に強制することが可能となる。このような可能性を否定するための措置と解されよう。第3に、親・子どもの要請があればYSBは裁判所送致権を行使しなければならないものとされている。このことにより、事実認定、事実不存在に基づくサービスの強制を防止し、非行事実認定、事実不存在に関する争いを早期に解決する道が子ども・親に開かれることになる。YSBの強制的権限を裁判所送致権に限定することとともに、相互同意に基づく援助計画に子ども・親が従わなかったときに、これを理由にして、少年施設における処遇を命じたり、子ども・親に制裁を課したり、援助計画の内容を一方的に変更する権限をYSBに認めていない。親・子どもが相互同意を破っても、YSBの採りうる措置は裁判所への送致のみなのである。YSBの強制的権限に対する制約が厳格であることを示すものであり、既存の司法前処理の「権力の濫用」に対する強い不信感を読み取れよう。

(6) YSBにおける事実認定

「相互同意」に基づく援助計画を決定するに当たっての不可欠な前提となる正確な事実認定の確保の問題が次に上げられよう。

まず、YSBが業務を行なうに当たりどの程度の事実認定が必要とされるのか。少年裁判所と同じに非行事実に対する「合理的な疑い」を越える心証を得ることが必要とされることはないであろうが、検討されなければならない問題である。

親・子どもの要求による裁判所送致により、事実認定を争うこと也可能であるが、YSB内部における適切な事実認定を実現しうる方途を考えねばなるまい。仮に対審的な事実認定の制度を設ければ少年裁判所と変わらなくなる危険性があり、YSBを設けた意義が没却されよう。論者により考慮されているのが、弁護士の手続参加である²²⁾。事実認定手続に精通している弁護士の参加により正しい事実認定が可能となるという主張である。

(7) YSBへの弁護士の参加

弁護士の手続への参加はどの程度認められるであろうか。事実認定以外の領域についてどうであろうか。報告書では弁護士の参加についてはなにも触れられていない。しかし、その子どもがYSBの管轄の対象であるのかという問題、仮に、YSBの提示する得援助計画を受け入

れない場合どのような手続がその後採られ、子どもに対する措置として如何なるものが予想されるのかといった法的な問題は、法律の専門家ではないYSBの職員のみならず、子ども・親にとって事前に知っておくべき事柄である。このようなYSBのサービス提供に伴う法的な問題を関係当事者に説明するために、参加するべきとの主張も論者によってなされている。またもっと積極的にYSBに法律専門家を配置することも検討されている⁴²⁾。

なお、次に検討する裁判所送致に関する基準が明確化された場合には裁判所送致権を統制することを目的とした弁護士参加も考慮されよう。

(8) 裁判所送致の基準

YSBの有している唯一の強制的権限である裁判所送致権についてもっぱら「相互同意」の確保という視点から検討してきたが、いかなる子どもを送致することができるのかという内容的な基準の問題を指摘しなければならない。YSBの取り扱う子どもは軽微な愚犯少年から重大犯罪には至らないがそれに近い犯罪を犯した少年まで非常に幅が広い。このうちいかなる子どもが裁判所へ送致されるべきなのか、いかなる子どもは送致されるべきではないのか、予め基準が設定される必要がある。ではいかなる要素を考慮すべきなのか。報告書はこの点につき検討を行なっていない。

現状の司法前処理を「でたらめ」「偶然的」と報告書は批判している。これを克服するために「総合的な情報に基づく」援助の決定という原理を対置させていることは先に検討したとおりである。恣意的な裁判所送致がなされれば、報告書が批判した「でたらめ」が再び起こる。また、「強制された責任」をYSBが果たすためにも「YSBが効果的に扱うことのできない」といった曖昧な基準のまま放置しておくことはできないといえる。基準の設定は「でたらめ」を克服し「強制された責任」を実行性のあるものにしていくために不可欠と考えられよう。

では、その基準はどのように確定すべきであろうか。非行の具体的な事情が一例えれば軽微な犯罪でもそれが頻繁に行なわれているといったこと—少年裁判所の指導的理念である地域社会の防衛、威嚇、応報と合致するということは基準の一つとなろう⁴³⁾。では、少年のYSBに対する態度はどうか。相互同意を得るのが困難なほど非協力的な態度の場合、相互同意の前提がなくなるので、送致することは認められよう。しかし、非協力的とは具体的にどのような行動を意味するのか。非協力性という要素は、その曖昧性ゆえ、裁判所送致権の濫用を生じかねない。慎重な考慮が必要となろう⁴⁴⁾。

(9) YSBの組織的なあり方

YSBはいかなる組織であるべきか。この点について報告書は「地域社会の機関」⁴⁵⁾であるべきだというにとどまり、州に設置されるのか、カウンティに設置されるのかという設置主体のレベルの問題にふれていない。また、いかなる領域の行政組織の属するのかについても「総合的な近隣コミュニティセンター内に位置」⁴⁶⁾するとあるだけである。さらに、人的構成の問題についても、「地域社会の機関」であるべきというのであれば、地域住民のYSBへの参加が保障されなければならないだろうし、"coordination"を行なうのであれば、他の公的機関からの派遣されたものによって構成される必要性も出てくるであろうがふれていない。YSBの機能的な側面以上に組織的な側面についての記述は貧困である。組織的な問題は州の自治に委ねたということであろうか。

(10)以上問題点してきたが、YSBの核心である「社会に基礎を置く」処遇、「相互同意」に基づく処遇、処遇に対する「強制された責任」を実現するための制度的な保障には多くの困難がつきまとっているものといえる。「相互同意」については裁判所送致権の発動を限定しているが、裁判所送致権を背景にしたサービスの押し付けを十分に排除することができるのだろうか。また適切な事実認定の保障のあり方という問題は少年司法裁判所での適正手続き保障の議論の再燃の感があり、議論の方向によっては結局YSBを少年裁判所とあまり変わらなくしてしまうであろう。さらに、裁判所送致権の運用いかんにより、「でたらめ」な処遇がなされ「強制された責任」も形骸化するやもしれない。そして、"innovator"としてのYSBがどのような新しいサービスを開発するのかも今後の実施過程に委ねられているといえるのである。

さらに既存の諸機関のYSBへの対応という問題も指摘されている。YSBが創設されることにより、学校が「問題」行動を起こす少年に対する指導を放棄することになりはしないか⁴⁷⁾。また、YSBを信用しないが故に警察署が安易に子を放すことになりはしないか。またインテイク・オファサーがYSBに子どもを送致しないこともありえる。

このような、曖昧で、多くの困難を抱えたYSBを各州はどのような形で制度化し、どのように運営したのだろうか。

5. YSB構想の展開

1967年に報告書が提出されたときにはYSBと称する

米国におけるChildren's Rights Movements の動向

機関は全国で約6つしかなかったが、1971年には40州がYSBと称する機関を設置し、150以上のYSBが機能しており、210万ドル以上の資金がYSBに投入されていた。「犯罪と非行に関する全国協議会」(NCCD)がYSBを公的処理から子どもを引き離す手段として認め、そのためのプログラムを作成したことが全米に普及する背景となっている。

Nonormanは実施に移されたYSBを5つに分類している⁴⁷⁾。

①関係諸機関の協力モデル

地域社会にある関係機関が派遣した有給の常勤職員が、調整人(coordinator)とともにYSBの業務を行なう。市民・専門家を組織して子どもの問題の解決を図ることが業務の形態である。

②地域住民の協力モデル

調整人の指導を受け、委員会を組織する地域住民がサービスを開発するとともに緊急性のある問題を解決する。

③市民委員会モデル

市民によってYSB市民委員会が組織され、その下に多くのサブコミッティが組織される。多くのサービスを開発するとともに、送致されてきた子どもの問題を解決するために、地域社会に基礎を置くサービスを提供する。

④近隣コミュニティーセンターの利用モデル

既存の青少年局が既存の近隣コミュニティセンター内に治療組織を設けサービスを提供する。同時に、青年団を組織する。

⑤制度の修正モデル

学校などの関係諸機関が青少年の要求により敏感で反応しやすいものとするために、これらの機関に対する援助を中心に行なう。

Normanの整理は、主として組織と業務の二つの要素から整理したものであるが、必ずしも両者を満たした形で整理されたものではない。しかし、ある程度のイメージをつかむことができよう。

Normanの指摘しているように実態は報告書の目標にいまだ程遠い。“innovation”と“coordination”という機能を同時に合せ持ち、地域住民の参加、関係諸機関の参加を同時に保障しているのは市民委員会モデルだけと推測される。Normanは、YSBが独自のサービスを提供するようになると他の関係諸機関の予算を食い潰すことになり、全体としてサービスの低下が引き起こされることを理由として制度の修正モデルが望ましいとの評価を加えている。予算上の制約という問題の直面していることをうかがわせている。

また、1973年にまとめられた『青少年サービス局の挑

戦』(連邦保険・教育・福祉省)において描かれているYSBの典型像⁴⁸⁾—5、6名の常勤スタッフを有し、1名ないし50名のボランティアを活用している。そして75%の局にとって個人カウンセリングと関係諸機関への子どもの委託が最も重要な活動となっている—も目標から程遠いものといえる。

残念ながら、「相互同意」の原理、「強制された責任」の原理がどのように実現されているのか、既存の諸機関のYSBに対する対応はどのようなものであるのか、を明らかにする資料を見つけることはできなかった。

6. YSBの評価とまとめ

(1) 子どもの解放論か子どもの保護充実論か

YSB構想の起点は少年非行観の大きな変化に求められる。少年非行問題を少年の個人的な問題、心理的な問題に還元するという考え方を改め、少年に影響を与える社会的諸制度全体の問題としてとらえる非行に関する諸科学の成果に求められる。この新しい少年非行観とケネディー、ジョンソンと続く民主党保守リベラリズムによる政権運営が結び付くことによって政治過程に浮上してきたのがYSB構想である。

少年裁判所の歴史のなかにYSB構想を位置付けてみると、少年保護制度の縮小というよりも、従来から非常に重要な位置を占めていた司法前処理・非公式的処理の欠点を補いつつその積極的な側面を組織改革と子どもへの関与の原理の改革へと発展させていくことを意味していたといえよう。

1960年代後半における米国少年司法改革論の動向は、子どもの解放論ではなく、子どもの非行問題に対する理解の変化に基づいて、公的機関の子どもへの関与の仕方の原理を改革し、公的機関の再編成を行なうという子どもの保護を充実させるための議論だったとするのが適切である。

「犯罪と非行に関する全国協議会」(NCCD)のハウレット顧問のYSBに対する批判はこのことを裏付けている。氏の批判は多岐にわたる⁴⁹⁾。子どもの解放論との関係で最も重要なのは、なぜ愚犯少年に対する保護を公的な機関がなしうるのか、という氏の主張である。氏は「自分以外の誰をも侵害することのない行動を自発的に行なう」⁵⁰⁾という個人の基本的な権利を主張し、「YSBは成熟した子どもの自らの運命を決定する権利に干渉し続けるのだろうか」⁵¹⁾との疑問を提示する。つまり、少年裁判所の管轄からはずれた愚犯少年についてYSBによる保護を認めずに、自らを害するような行為を行なう権利

を子どもに認め、公的機関の関与を排除すべきといつてゐるのである。これは子どもの自己決定権を根拠とする子どもの解放論の流れに組みする主張といえる。大統領諮詢委員会報告書はハウレット氏の主張とは異なる方向を選択していたのである。

(2) 「相互同意」という原理

そして、YSBの原理のひとつであった「相互同意」に基づく援助計画の決定という原理は、子どもの抱える困難に対する科学的認識可能性と公的機関の子どもへの関与のあり方との関係について示唆的な考え方を提示しているものと筆者は考える。心理学的療法により治療可能であるという少年非行觀が放棄され、非行は多様な社会的影響により生じるものであり、科学的認識が困難であるという考え方を基礎にして、「相互同意」という原理が提示されているのである。

「少年裁判所は、あたかも、ある少年の将来の非行を予測する信頼できる方法があり、少年の生活を新しい方向へ転換させる信頼できる方法が存在することを前提」³²⁾に子どもへの関与を継続してきた。が、実はこのような信頼できる方法は存在していない。

この報告書の見解を徳岡氏の指摘のごとく「制度不信」⁶⁾と理解できるかもしれない。しかし、これは、子どもの保護を目的とした制度全般に対する不信ではない。現行の少年裁判所に対する限定された不信である。

報告書は、科学的な認識が困難な子どもの課題を解決する新しい制度を追及しているのであり、一般的な制度不信を報告書に見ることはできない。

「相互同意」という原理が排除しようとした「権力の濫用」は、裁量統制の基準をより明確にしていくという方向でも解決可能な問題であったはずである。にもかかわらず、「相互同意」という原理が打ち立てられたのは、裁量統制の基準を明確にすることが困難であるとの判断があったからである。

科学的な認識の困難な課題を抱える子どもに対する公的機関の関与の必要性は、少年非行の領域に限定されているわけではない。このような場合における公的機関の関与仕方の原理として「相互同意」が提示されていることに大きな関心を払うべきであろう。

子どもの抱える発達上の具体的な課題に応じた、子どもの発達保障のための公的機関の関与の仕方の原理を、具体的に提示したものとして評価できるのではないか。

(3) 今後の課題とまとめ

報告書の評価はそれが実施に移されて始めて可能とな

ろう。従って、今回の研究では十分成しえなかったYSB実施後の展開についての研究がなされてはじめてYSBの評価も可能となる。特に、YSBがその原理を実現するために多様な困難を有していたことを考慮すればその必要性はますます高い。この作業は後日に期したい。

また、裁判所における少年司法領域での適正手続保障の動向がこのような政策レベルでの議論とどのような関係に立つかという問題も今後検討していく必要がある。ハウレット氏の主張は少年裁判所の管轄を限定するという点においては報告書と同じであり、結果的に適正手続保障の強化を唱えることになろう。裁判所における議論がハウレット式の子どもの解放論を基調としたものであるのか、それとも、子どもの保護充実を基調にしたものであるのか。つまり、裁判所は報告書の実現を援助することを目的としていたのか、もしくは、ハウレット氏のごとく結果的に同調しているとみるべきなのかの厳密な検討は今後の課題として残されている。

しかしこれらの限定がつくとはいえ、福祉国家政策を実現するために「偉大な社会」を建設し「貧困に対する戦い」を進めていた1960年代の米国において、非行という独自の課題を抱えた子どもの、より適切な保護を目的とした、適切な保護主体と適切な保護原理とが模索されていたことを、政策論レベルにおけるChildren's Rights Movementsに学ぶことができよう⁵²⁾。

註

- 1) CRMを子どもの「人権」「権利」をめぐる思想問題としてとらえた研究として堀尾輝久「子どもの権利再考」(ジュリスト増刊総合特集No.43(1986), 6頁以下)がある。本稿では思想レベルの問題は対象としない。
- 2) 森田 明「青少年の人権とバターナリズム—アメリカ少年司法の場合」ジュリスト884号『憲法と憲法原理—現況と展望』(1987) 158頁以下。
- 3) 森田同前169頁。
- 4) 森田同前168頁。
- 5) 徳岡秀雄「米国における少年司法政策の動向と子ども観・人間観の変化」『教育社会学研究』第39集(1984)18頁以下。
- 6) 徳岡同前26頁。
- 7) 斎藤 豊「アメリカにおける少年司法改革の方向」『現代の刑事法学』下巻(1977)442頁以下。
- 8) 斎藤同前460頁。
- 9) 田宮 裕「少年審判とデュー・プロセス—その意義

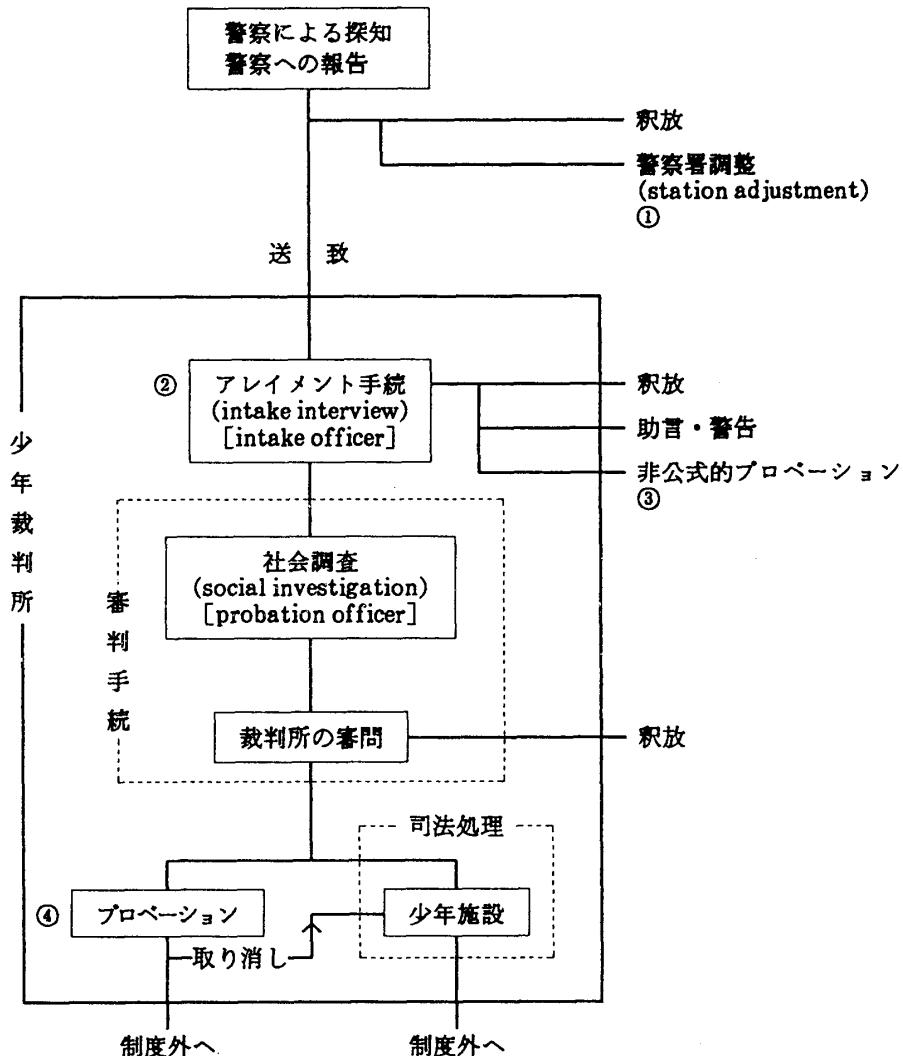
米国におけるChildren's Rights Movements の動向

- と限界一』家裁月報 4 卷12号(1972) 1 頁以下。
- 10) 田宮同前19頁。
- 11) 田宮同前25頁。
- 12) 法務省総合法務研究所による邦訳がある。法務省総合法務研究所研究部資料第21集－23集(1968)。本稿はこの訳によった。以下「資料第～集」と略す。
- 13) 各章の表題は以下のとおりである。表題からわかるように犯罪・非行問題全般を取り扱っているる
 第 1 章・自由社会における犯罪の挑戦：序論，第
 2 章・アメリカにおける犯罪，第 3 章・少年非行と
 少年犯罪，第 4 章・警察，第 5 章・裁判序，第 6 章・
 麻薬および薬物の乱用，第 9 章・酩酊犯罪，第10d よ
 4 ・火器気の取り締まり，第11章・科学とテクノロ
 ジー，第12章・リサーチ，第13章・国家的戦略。
- 14) 佐々木毅『現代アメリカの保守主義』(1984)28頁。
- 15) 松尾浩也氏は「国内政治の所産」と述べている。「刑
 事司法の運営に関する大統領諮問委員会報告書につ
 いて」家裁月報23卷 6 号(1971) 1 頁以下，41頁。な
 お同頁に紹介されているアメリカ人研究者の評価参
 照。
- 16) 資料第21集30頁。
- 17) 資料第21集 1 頁。
- 18) 松尾前掲51頁。本文における記述では，福祉国家的
 政策を「補充」すればよく，刑事司法の働く領域を縮
 小することは論理的必然でないとの疑問も生じよう。
 が，保守派リベラリズムは刑事司法制度自体が犯罪・
 非行を生み出す要因とすらなっているとの認識を有
 しており，これはのちに検討する少年裁判所による
 公式的処理に対する批判に最も良く見て取れる。徳
 岡氏が指摘しているように「制度不信」の現われと言
 える。「制度不信」の内容の検討が重要な課題になる
 ことは本文で指摘したとおりである。
- 19) 資料第21集129頁。報告書に載せられている少年非
 行・犯罪に関する統計を紹介しよう。青少年の 9 人
 に 1 人は，18才までに交通規則違反以外の非行等に
 よって少年裁判所に送致されるであろうと推計され
 ている。1965年の全検挙者中約30%が21才未満であ
 り，約20%が18才未満である。窃盗，侵入盗，自動
 車窃盗をあわせると，全検挙者中，約50%が17才以
 下の青少年であった(1965年)。1960年1965年比で，
 18才未満の検挙者数は52%増えている。
- 20) 資料第21集135頁。
- 21) 馬場宏二「ニューディールと『偉大な社会』」東大社
 研編『福祉国家 3・福祉国家の展開 [2]』(1985)77
 頁以下所収，163頁。
- 22) 米国の少年司法手続の流れについては図 1 を参照さ
 れたい。本文中に出てくる専門用語については図 1
 付されている解説を参照されたい。
- 23) アレイメント手続で処遇の決定される少年は裁判所
 に送致されるものの50%である。
- 24) 資料第21集188頁。
- 25) 資料第21集181頁。
- 26) 資料第21集183頁。
- 27) 資料第21集193頁。
- 28) 資料第21集194頁。
- 29) 資料第21集185頁。
- 30) 資料第21集186頁。
- 31) 図 1 解説参照。
- 32) 資料第21集182頁。
- 33) 斎藤前掲443～4 頁。
- 34) 資料第21集188～9 頁。
- 35) J. A. Seymour, "Youth Services Bureaus", 247 L. &
 Soci. Rev. Winter, 1972, at 250.
- 36) 図 2 少年司法制度(案)参照。
- 37) 松尾前掲48頁。
- 38) Seymour, *supra* note 35, at 250.
- 39) *id.* at 257.
- 40) *id.* at 259.
- 41) 資料第21集189頁。
- 42) Seymour, *supra* note 35, at 267.
- 43) *see, id.* at 263.
- 44) Seymour はほかに被害者の要求を考慮事項として
 あげている。
- 45) 資料第21集187頁。
- 46) *see, F. W. Howlett, "Is the YSB All It's Cracked Up
 to Be?" 485, Crime & Delinquency, vol. 19 (1973), at
 491.*
- 47) National Council on Crime and Delinquency, The Youth
 Service Bureau: A Brief Description of Five Current
 Programs, 5-6.ただし，ここでの記述はKenneth Polk
 "Delinquency Prevention and Youth Service Bureau"
 490, Crim. L. Bull. vol. 7 (1971) at 499-502 にお
 ける引用によった。
- 48) U.S. Department of Health and Welfare, The Challenge
 of Youth Service Bureaus (1973).ただし，ここでも
 叙述は斎藤前掲論文450-1頁の記述によった。
- 49) Howlett, *supra* note 46, at 490-1
 氏の批判は本文で紹介したもののはか以下のような
 ものである。相互同意性は確保できない。YSB
 による説得は子どもにとって強制でしかない。従っ

て、強制的な子どもの生活への干渉を今まで以上の広範な子どもに及ぼすことになる。YSBが成功する地域ではYSBがなくとも非行問題を克服することができる。非行問題を克服できない地域ではYSBを設置しても同じことである。

50) id. at 489.

- 51) id. at 490.
 52) 本稿は1987年度後期に行われた津田玄児先生による非常勤講師ゼミ(「子どもと法」)において私が行なった数回の報告をまとめたものである。次の会までに学習したことのすべてを毎回発表しなければならなかつた小人数ゼミの「成果」である。



- ①「警察署調整」とは、行動について指定された条件に従うという条件付きで釈放することを言う。仮に条件に従わなかった場合には逮捕される。
- ②アレイメント手続とは、当該事例の問題の内容から、問題の解決が少年裁判所の機能に合致するか否かを判断する機能のことを言う。
- ③、④(公式的)プロペーションとは有罪を認定された犯人が一定期間型を猶予される状態で、善行を条件として自由を与えられ、かつ、国が個人的監督をすることによって彼の善行を助けようとするものである。これに対し、非公式的プロペーションは有罪を認定されていない点において(公式的)プロペーションと区別される。

図1 米国の少年司法手続きの流れ

米国におけるChildren's Rights Movements の動向

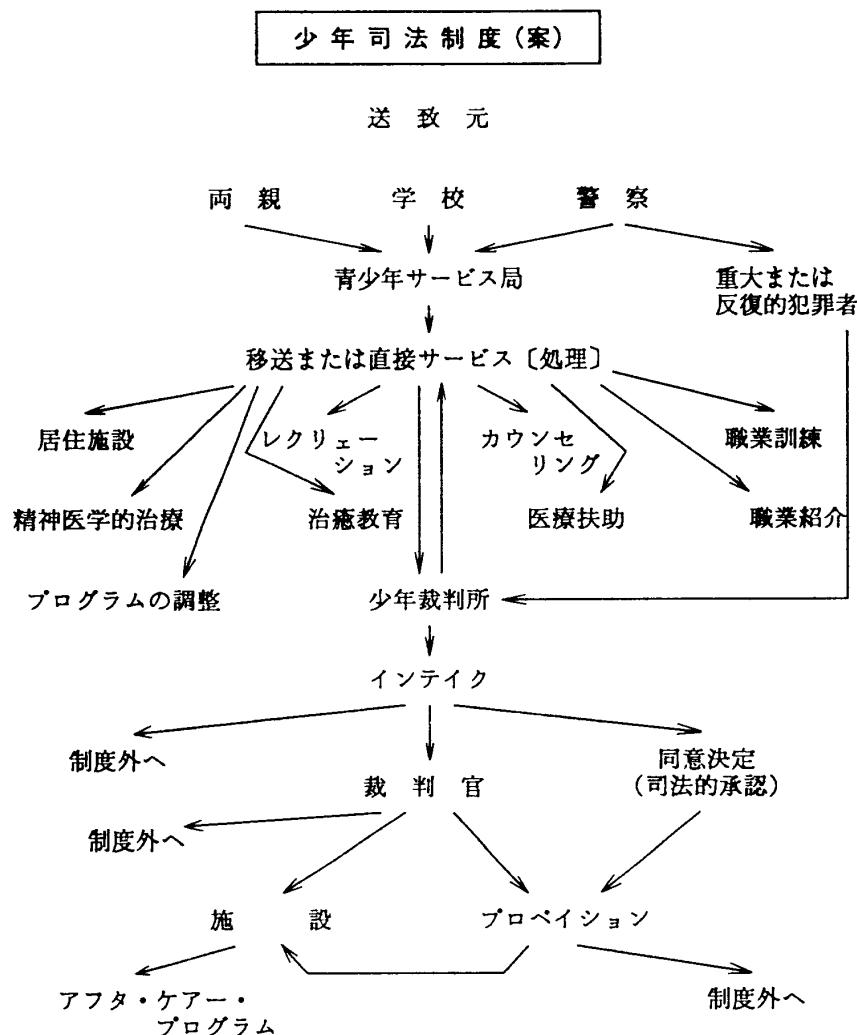


図 2 (資料第21集203頁より)